

国内外ともに未承認の医薬品・医療機器を用いる医療技術を 評価する際の観点について(案)

平成 21 年 7 月 23 日

高度医療評価会議において、国内外ともに未承認の医薬品・医療機器を用いる医療技術の評価の際には、原則として以下のすべての要件を満たされていることが必要であることとする。

I. 国内外ともに未承認の医薬品・医療機器を用いる新規技術の評価する際にとくに必要とする要件

1. 有効な代替治療法のない疾患を対象としていること
2. 関係法令又は指針(GCP もしくは該当する臨床研究指針など)を遵守のもとに行われた、数例以上の自施設での臨床使用実績があり、かつ 1 症例ごとに十分な検討がなされていること
3. 使用する試験薬／試験製品の品質を担保するため、試験薬／試験製品概要書が提出されていること(薬理毒性、薬物動態及び薬物代謝、非臨床試験成績、先行する臨床試験のデータ等を記載)

II. 高度医療評価制度に申請されるすべての医療技術に求められる要件ではあるが、国内外ともに未承認の医薬品・医療機器を用いる新規技術については特に厳密に考慮されるべき要件

4. 高度医療技術の試験実施計画(プロトコール)が、単なる未承認製品の試用にとどまらず、当該臨床試験を実施した結果、被験製品の有効性及び安全性について科学的なエビデンスが得られること、又は次に行われるべき治験、もしくはさらなる臨床試験の試験計画の設定根拠となるエビデンスを作り出せる設計となっていること
5. 高度医療として行われる臨床研究は、医師が主体となって計画・実施されるものであること

III. 国内外ともに未承認の医薬品・医療機器を用いる新規技術の採択後に求められる要件

6. 安全性・有効性が確立しておらず、その評価が特に不足した医療技術であることに鑑み、定期的に(高度医療評価会議が指定する期間毎に)試験結果を報告し、試験の継続の可否について高度医療評価会議の判断を仰ぐこと
7. 高度医療技術の評価期間中(実施中)は、当該高度医療技術については、実施医療機関(協力医療機関を含む)においては、高度医療評価会議で承認された試験計画以外に実施しないこと。